

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」

2. 案の公表の日 平成26年2月1日

3. 意見提出期間 平成26年月11月1日から平成26年12月1日まで
(30日間)

4. 意見提出実績

総数3件（個人のみ）、延べ28項目

- ・メール 1件
- ・電子掲示板 1件
- ・FAX 1件

5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙1のとおり

6. 方針案及び計画案の修正について

別紙2のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

区民課住民記録係

電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
I 基本情報		
(別添 1)事務の内容 P10～P26		
	自分の個人情報の行き先を全て、分かりやすく、図で示して欲しい。	特定個人情報保護評価書は、国の定めた様式を用いて、特定個人情報ファイル(マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱う事務の内容について記載するものです。
	自分の個人情報の行き先が分かりづらい。	住民基本台帳に関する事務において取り扱う特定個人情報は、P22～P26に示した業務フローに色を分けて記載しています。また、他の事務において取り扱う特定個人情報は、当該事務の特定個人情報保護評価書において示すこととなります。
	別添1(4)業務フロー図における「受付担当の③内容確認」はどのような機械を使用するのか。また、「受付担当、入力担当、点検担当、保管担当、処分担当が使用する機械はどのようなものなのか。	受付担当(③内容確認を含む)、入力担当、点検担当は住民基本台帳を管理するシステム(特定個人情報保護評価書中では「住基端末」または「統合端末」と記載。)を使用して、受付、入力、点検をそれぞれ行います。 なお、送付・処分担当はシュレツダー等による処分を行い、保管・仕分担当は機械による処理は行いません。
	別添1(4)業務フロー図における「受付担当、入力担当、点検担当、保管・仕分担当、送付・処分担当」は誰が行うのか。	受付、入力、点検、保管・仕分は区の職員のみが行います。また、送付や届出書等の処分は区の職員若しくは守秘義務を課した委託業者が行います。
	別添1(4)業務フロー図における入力作業は何で(どのような機械)で行われるのか。	住民基本台帳を管理するシステム(特定個人情報保護評価書中では、「住基端末」または「統合端末」と記載。)を使用して入力を行います。
III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策		
	P66(「III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策・(1)住民基本台帳ファイル・6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」)、P90(「III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策・(1)送付先情報ファイル・6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」)、P104(「III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策・(6)情報連携ネットワーク・4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」)等答えが記載されていないページがあるのは、どうしてか。	情報連携ファイル(中間サーバ)の運用については、現時点で地方公共団体情報システム機構と地方公共団体との詳細な役割の分担が確定していないため、確定後に記載する予定としていましたが、ご指摘及び特定個人情報保護評価書作成の目的が「特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じる」ことにある点を踏まえ、当該部分についても委託を実施した場合を想定し、リスク評価を追記する修正を行います。

		<p>なお、それ以外の空白部分（グレーアウトしている部分）は、他の項目での選択肢により、記載不要となる項目となっています。</p>
<p>その他(マイナンバー制度・評価書全般に対するご意見)</p>		
	<p>住民基本台帳の事務に、マイナンバー制度は必要なのか。</p>	<p>マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。住民基本台帳は、こうした住民に関する記録の適正な管理を図るものであることから、マイナンバーを住民票の記載事項とするものです。</p> <p>マイナンバー制度の必要性については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料平成26年11月版(P3～P4)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2611_gaiyou_siryou.pdf)</p> <p>及び、内閣官房のホームページ「社会保障・税番号制度」よくある質問(FAQ) (1)総論 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq1.html)</p> <p>にまとめられていますので、ご参照ください。(閲覧場所には該当箇所を印刷したものを別添いたします。)</p>
	<p>マイナンバーとは日本国中で使用可能なものなのか。</p>	<p>マイナンバーは、住民票を有する全員に付番され、1人当たり1番号で重複しないよう付番されます。また、マイナンバーを利用できる事務の範囲は、マイナンバー法で規定されるものに限られます。</p> <p>マイナンバーの利用については、内閣官房のホームページ「社会保障・税番号制度」よくある質問(FAQ) (2)個人番号に関する質問 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq2.html)</p> <p>にまとめられていますので、ご参照ください。(閲覧場所には該当箇所を印刷したものを別添いたします。)</p>
	<p>マイナンバーの個人番号カードはどの様に発行されるのか。</p>	<p>個人番号カードの発行等については、地方公共団体情報システム機構に委任することとしており、当該委任を受けて地方公共団体情報システム機構が行います。個人番号カードの交付にあたっては、申請に基づき地方公共団体情報システム機構が作成した当該個人番号カードを区市町村で受領し、厳格な本人確認のもと当該区市</p>

		<p>町村が交付します。</p> <p>個人番号カードの発行については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料平成26年11月版(P10)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2611_gaiyou_siryou.pdf)</p> <p>及び、内閣官房のホームページ 社会保障・税番号制度「よくある質問(FAQ) (3)カードに関する質問」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq3.html)</p> <p>にまとめられていますので、ご参照ください。(閲覧場所には該当箇所を印刷したものを別添いたします。)</p>
	住民基本台帳における個人情報、全国サーバに保存されるのか。	<p>マイナンバー制度では中間サーバを使用することとしており、予定している中間サーバ・プラットフォームでは、論理的には区市町村など各機関ごとに専用サーバが割り当てられ、データは各機関別に区分管理されます。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムでは、マイナンバー法に定められた事務、特定個人情報のみが連携される仕組みとなっています。</p> <p>マイナンバー制度における特定個人情報の管理については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料平成26年11月版(P17)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2611_gaiyou_siryou.pdf)</p> <p>にまとめられていますので、ご参照ください。(閲覧場所には該当箇所を印刷したものを別添いたします。)</p>
	マイナンバーとは何で、12桁の固有番号にどのような情報が記載されることになるのか、教えて欲しい。	<p>マイナンバーとは、住民票コードを変換して得られる番号であり、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定される12桁の番号です。</p> <p>また、12桁の番号自体には、何ら情報を含むものではありません。</p>
	各自治体の準備が遅れていると聞いている。施行の延期の要望を自治体から国へあげて欲しい。	<p>マイナンバー制度は法に基づき実施されるものであり、実施時期は政令により定められます。区としては、国や都と連携を図りながら、法を遵守し、円滑な施行が図れるよう努めてまいります。</p>
	「番号法」は19条12号で刑事事件捜査に特定個人情報の利用を認めている。 今回の「評価書」では、情報連携対象の住民情報の最新の副本を保有管理する中間サーバを、地方公共団体情報システム機構が管理する全国2ヶ所(相互にバックア	<p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、マイナンバー法第19条第7号に該当する場合に限定されており、法第19条第12号による特定個人情報の提供では、情報提供ネットワークシステムでの情報連携は行いません。</p>

	<p>ップするため実質は全国1ヶ所)の「中間サーバ・プラットフォーム」に委ねることを前提としており、「中間サーバ・プラットフォーム」からの情報提供について、「評価書」では番号法19条第7号の情報提供ネットワークシステムを通しての提供しか触れておらず(57頁)、前述したような19条12号での警察や公安機関への提供が検討されていない。</p> <p>また、「国家管理への懸念」でもっとも問題となるこれら捜査・公安機関の利用によるプライバシー等に与える影響が、「評価書」ではまったく検討されていない。</p>	
	<p>杉並区の「評価書」では、情報提供ネットワークシステムへは照会内容に対応した情報を自動で生成して送付する(106頁)としており、法令で提供が定められた事務では無条件で住民情報を送付しようとしている。どのような個人情報が差別的取り扱いや加害をうける危険性につながるかは人様々であり、その事情に応じた提供・利用の選択が保障されなければ、前述の危険性は現実化する。</p> <p>杉並区は住基ネットの稼働の際には、送信の本人選択の必要性を訴えて国・都に対して多額の税金と多くの労力を費やして裁判を行ってきた。区民もまた2003年10月の「本人確認情報非通知申出」受付では短期間でしたが約17% 86,563人が非通知手続きをするなど、高い関心を示した。裁判では送信の選択権の規定が住基法にはないということで非通知は違法とされたが、それはむしろ法律で選択権を規定する必要性を示すものである。今回、あらたに番号制度が開始されるにあたり、このような経過のある杉並区こそ国に対して選択権の必要を訴えていくべきだが、この「評価書」にはその指摘がない。</p> <p>なお「評価書」の106頁には、「特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している」との記述があるが、それがどのような仕組みでどのような運用されるのか、説明がない。</p> <p>前述の提供の選択権の保障を意味するものなのか、具体的な説明を求める。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供では、マイナンバー法第19条第7号の別表2で情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報を具体的に定め、特定個人情報の提供を法に定める場合を除き制限しています。加えて実施にあたっては、特定個人情報保護評価を義務付けており、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図ることとしています。また、情報提供ネットワークシステムでの自動応答は、こうした特定個人情報の提供の仕組みを従事者の恣意的な判断などによって行われることがないように、別表2で定める情報照会者等をシステム上で確認し、応答するものです。</p> <p>特定個人情報保護評価書のP106にある「特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している」との記述は、DV被害者に係る情報提供など特に慎重な対応を要するものについて、自動応答不可フラグを設定するものです。</p> <p>このため、自動応答不可フラグは、特定個人情報の提供を選択するというものではなく、DV被害者等の特に慎重な取り扱いが必要な特定個人情報を提供する際に、特に職員の判断を要する特定個人情報に対して使用する機能です。</p> <p>また、その仕組みや運用については、今回意見募集をした特定個人情報保護評価書の範囲ではないことから、記載しておりません。</p>
	<p>番号制度により「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいする危険が指摘されてきた。「評価書」ではさまざまな漏えい対策を述べているが、セキュリティ対策を講じ</p>	<p>特定個人情報保護評価書の様式は国において定められているものであり、その中で示されたリスクに対する分析、軽減するための措置を記載しています。各項目においては、漏えいの防止だけでなく、可能性についても考</p>

<p>でも漏えいが発生しているのが現実である。少しでも漏洩のリスクを減らすために以下の対策をとるべきである。</p> <p>(1)最近では委託先、再委託先からの大量漏えいを含む漏えい事件が多発している。今回の「評価書」で、杉並区も委託によりマイナンバー制度を運用し再委託も可能としているが、再委託は行わないようにすべきである。</p> <p>(2)住民情報を一ヶ所に集約する中間サーバ・プラットフォームは、まさに集積・集約された個人情報で漏えいの際のリスクを高めるものであり、安全措置として個人情報を分散管理すると説明していることと矛盾する。中間サーバ・プラットフォームの利用をやめ自治体毎に中間サーバを設置するようにすべきである。</p> <p>(3)漏えいが発生している疑いを察知したときには、提供を停止する緊急措置を整備すべきである。</p>	<p>慮しているところです。(1)から(3)についての考え方は次のとおりです。</p> <p>(1)特定個人情報保護評価書に記載のとおり、再委託は原則禁止としていますが、区の承認を受けた場合は再委託が可能です。また、委託先と同様の措置を義務付けることについても、特定個人情報保護評価書に明記しています。</p> <p>(2)中間サーバ・プラットフォームについては、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであるLGWAN回線で接続されており、国が用意する高水準のセキュリティ対策のもとで運営されます。また、論理的には地方公共団体内の各実施機関ごとに専用サーバが割り当てられ、データは各実施機関別に区管理される想定です。このことから、区は情報提供ネットワークシステムへの接続に際しては、中間サーバ・プラットフォームの使用を想定するものです。</p> <p>(3)緊急措置については、別途、区が定める手順書等に基づき対応します。</p>
<p>「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負う危険性を国は認め、罰則強化などの対策の他、成りすまし対策として「番号」のみで本人確認を行うことを禁止し個人番号カード等で本人確認することを求めている。しかしこの個人番号カードを他人が成り済まして取得するリスクを「評価書」では検討していません。住基カードでは多くの成り済まし取得事件が発生しました。それらの原因の分析と対策の検討を行うべきである。</p>	<p>個人番号カードの発行等については、地方公共団体情報システム機構に委任することとしており、個人番号カード用管理ファイル等の特定個人情報ファイルを区で保有する予定はありません。</p> <p>したがって、今回意見募集をした特定個人情報保護評価書には記載していません。委任を予定している地方公共団体情報システム機構では、特定個人情報保護評価の対象となる特定個人情報ファイルについて、すでに特定個人情報保護評価を実施しています。</p>
<p>「通知カード」は地方公共団体情報システム機構から世帯単位に郵送される予定だが、そのために住民票を動かさずに逃げているDV被害者等の加害者に渡る危険性がある。</p> <p>通知カードは、顔写真付きの証明書類などとあわせて本人確認にも使用するものであり、手当の受給などの際に提示が必要になるものである。番号法を審議した国会でも、DV被害者の通知カードが加害者である配偶者の手に渡る等、場合によっては命にかかわる事態を招くおそれもあるとの指摘がされ、担当大臣はどう対処する検討が必要と答弁しているが、いまだに対策は明らかにされていない。「評価書」でも、この危険性と対策を検討していない。</p>	<p>個人番号カードの発行等に関する特定個人情報保護評価は、地方公共団体情報システム機構作成の「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書」</p> <p>(https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/887/1/zenkoumoku_20140902.pdf) に記載されていますので、ご参照ください。(閲覧場所には該当箇所を印刷したものを別添いたします。)</p> <p>なお、個人番号カードを交付する際には、地方公共団体情報システム機構で発行された個人番号カードを区が受領、保管のうえ、本人確認を厳格に行い、交付することとします。</p> <p>また、DV被害者等への対応については、国や都と連携しながら、適切に対策を講じてまいります。</p>

<p>マイナンバーの成り済まし利用を防止するために個人番号カード等の提示を義務づけているが、今後、利用を民間に拡大することが予定されており、民間でどこまでこの義務づけが厳格に実施されるかは疑問である。いずれはアメリカで起きているような成り済まし詐欺被害の発生が予想されるが、「評価書」ではそのような危険性は検討されていない。</p>	<p>ご指摘いただいた件につきましては、今回意見募集をした特定個人情報保護評価書の範囲ではなく、ご意見として承ります。</p> <p>なお、「アメリカのように、成りすましが多発することはないか」に関する説明は内閣官房のホームページ「社会保障・税番号制度」よくある質問(FAQ) (5) 個人情報の保護に関する質問</p> <p>(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq5.html)</p> <p>にまとめられていますので、ご参照ください。(閲覧場所には該当箇所を印刷したものを別添いたします。)</p>
<p>マイナンバー制度による財産その他への被害は、不正利用や改ざんによるものだけではない。マイナンバー制度は住基ネットを基礎として住民票コードを変換して個人番号を生成し、住民登録ある人に個人番号カードを交付することになっている。しかし社会保障サービスの対象者には住民登録のない人、住民登録や戸籍の分からない人、住民登録地と異なる場所で生活せざるをえない人がいる。</p> <p>「社会保障・税番号大綱」では「番号制度は、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段」とされている。番号制度導入で現在は個々に対応しているサービスが統一的に管理されることで、個人番号や個人番号カードを所持しない人がサービスを受けにくくなり、サービスから排除されることが危惧される。国は個人番号が不明でもサービスを受けにくくなることはない」と説明しているが、どのようにそれを保障するかは示していない。</p>	<p>ご指摘いただいた件につきましては、今回意見募集をした特定個人情報保護評価書の範囲ではなく、ご意見として承ります。</p>
<p>地方公共団体情報システム機構に通知カードや個人番号カードの発行を委任するために、送付先の情報61項目を記録するファイルを作成し、それを住基ネットのコミュニケーション・サーバ(CS)に記録し、地方公共団体情報システム機構に提供するとされている。</p> <p>住基法では住基ネットで送信できるのは本人確認情報の6項目と、住民票写しの広域交付や転出入の特例処理にかかわる住民情報に限定されていたはずである。住民票情報と異なる「送付先」等の情報を住基ネットで送信するのは違法ではないのか。送信できるとする法的根拠を示して欲しい。</p>	<p>住基ネットで送受信できる情報については、マイナンバー法及びマイナンバー法の関係法令に基づき送受信できることとされています。</p> <p>今回ご指摘いただいた通知カード等の送付先に関する情報については、マイナンバー法第7条、第17条の規定に基づき平成26年11月20日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」(平成26年総務省令第85号)第36条第2項において、電気通信回線を通じて行う旨規定されています。</p>

	<p>中間サーバについて「評価書」では、現時点では詳細な仕様や役割分担が確定していないため想定で記述されている。中間サーバは全区民の個人情報を記録するものであり、その運用によってプライバシー等に大きな影響を与える。確定した際に改めて「全項目評価」を行うべきと考えるが、今後の予定を明らかにしてほしい。</p>	<p>特定個人情報保護評価は、「特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じる」ために行うものです。</p> <p>このため、特定個人情報保護評価の実施は、システムの設計前を想定しており、中間サーバについては想定の記事となるところですが、そのリスクについては、最大限想定し、分析及びその対策を考慮のうえ、今後の特定個人情報ファイルの取扱いに反映させていくこととしています。</p> <p>なお、特定個人情報保護評価は、マイナンバー法第26条に定められる指針(特定個人情報保護評価指針)第4の2に規定されるとおり、システムではなく事務を単位とするものであるため、中間サーバについては、各事務の特定個人情報保護評価の一部として評価を行います。</p>
	<p>今回、住民基本台帳事務についての評価書の区民意見提出手続きを行っているが、杉並区は実施が義務づけられる一定規模の事務に加え、対象となる事務の範囲をひろげて評価書を公示し区民意見を聞くとしている。どの事務についてどのように行うのか、明らかにしてほしい。</p>	<p>マイナンバー制度は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、対象人数等に基づきしきい値判断を行い、必要な特定個人情報保護評価を実施することとしています。今回の住民基本台帳に関する事務は、しきい値判断から住民意見聴取、第三者点検が義務付けられる全項目評価を実施しています。</p> <p>区では、今後、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、しきい値判断により重点項目評価となる事務についても、同様に住民意見聴取、第三者点検を実施することとし、特定個人情報保護評価の基本理念である個人のプライバシー等の権利利益の保護を図ることとしています。</p>
	<p>「評価書」は量も膨大で専門用語も説明なく使用されて、区民が一読して理解できるような内容ではない。マイナンバー制度に対する意見を出しやすい形で区民意見提出手続きを行って欲しい。</p>	<p>特定個人情報保護評価書は国の定めた様式を使用することになっており、評価するリスク項目も当該様式によるものです。今後の特定個人情報保護評価の実施にあたっては、より区民の皆様に分かりやすい表現となるよう努めてまいります。</p>
	<p>冊子の内容自体が見づらかった。字を大きくする等してほしい。</p>	<p>なお、制度自体の周知等については、国や都とも連携しながら実施いたします。</p>
<p>その他(上記以外のご意見)</p>		
	<p>委託はどのような業務であれ、行って欲しくない。</p>	<p>個人情報に係る業務を委託する際は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問し、了承を得るとともに、委託業者へのセキュリティ教育等を確実に実施し、個人情報の適正な取扱いを確保します。</p>
	<p>住民基本台帳に関するような区政サービスの委託民営化には反対である。</p>	
	<p>本件に対する冊子（区民等の意見提出手続きの為の</p>	<p>今後、各閲覧場所での閲覧頻度等を考慮し、適切な</p>

	冊子) が図書館には1冊しかなかった。ゆっくり見ることが出来ない。2冊は置いて欲しい。	資料の公表に努めてまいります。
	業務について、災害時はどのように対応するのか。	業務の災害時対応については、別途、区が定める手順書等に基づき、対応いたします。

別紙 2

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続き
による意見を踏まえ
た修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
31P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・災害等によるデータ滅失等のリスクに対応するため。	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・ <u>区保有の区外施設は、当該媒体を保管するために必要とする要件を備えた施設が存在しないため、保管業務を専門的に行い、区外に安全性の高い施設を保有する民間業者に委託している。</u>	・委託をする理由が明記されていなかったため、バックアップデータの遠隔地保管を委託する理由を明記するため、記載を修正
51P,56P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	③委託先における取扱者数	③委託先における取扱者数 ・ <u>10人未満</u>	・中間サーバコネクタおよび中間サーバ(プラットフォーム)の運用は、今現在は行っていない。このため委託先における取扱者数は未定として記載してなかったが(1)住民基本台帳ファイルに関する委託業務と同等の範囲であると評価し、選択肢より10人未満を選択する。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
58P 6. 特定個人情報の 保管・消去	2保管期間 保管期間	2保管期間 保管期間 <u>定められていない</u>	・住民基本台帳の 情報として中間サ ーバに記録する 世帯情報は「2保 管場所 その妥 当性」の記載の通 り、各事務におけ る特定個人情報の 保存年限により 決定することか ら、保存期間の選 択項目を空白とし ていたが、もっと も趣旨の近い「定 めていない」を選 択する。
64P,72P,80P,88P,96P 4. 特定個人情報フ ァイルの取扱いの委 託	委託契約書中の特定個人情報ファイ ルの取扱いに関する規定 規定の内 容 ・個人情報の適切な管理 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	委託契約書中の特定個人情報ファイ ルの取扱いに関する規定 規定の内 容 ・個人情報の適切な管理 ・ <u>秘密の保持</u> ・ <u>再委託の禁止</u> ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・ <u>個人情報の返還・廃棄</u> ・ <u>個人情報の取扱いに関する立入調 査</u> ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	・杉並区におけ る、個人情報を取 り扱う業務を委託 する際の標準的 な仕様を、当該事 務に関わる委託 契約に適用する ため、記載を追加
67P,75P,99P 7. 特定個人情報の	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・第三者点検で指 摘された事項に

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
保管・消去		<p>以下を追記。</p> <p><u>・USBメモリ等の使用について、持ち出しを制限するソフトウェアを導入し、USBポートからのデータ出力を不可とする。</u></p>	対応するため、記載を追加
83P 7. 特定個人情報の保管・消去	<p>リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> <p>以下を追記。</p> <p><u>・管理権限を保有するユーザID以外はUSBメモリ等の使用を不可とするようシステム上で制御する。</u></p>	・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を追加
104P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<p>情報保護管理体制の確認</p> <p>※平成28年度1月運用開始予定であり、現時点では中間サーバの詳細な仕様や委託業務における機構と自治体の詳細な役割の分担が確定していないため、詳細は、中間サーバの詳細な仕様や機構と自治体の詳細な役割の分担が確定した際に決定する。</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (記載なし)</p> <p>具体的な制限方法 (記載なし)</p>	<p>情報保護管理体制の確認</p> <p><u>委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。※なお、現段階では中間サーバの機構と自治体の詳細な役割が確定していないため、以下については現在の想定となる。</u></p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 <u>制限している</u></p> <p>具体的な制限方法</p> <p><u>・委託で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付ける。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。</u></p>	★区民等意見提出手続きの意見を踏まえ、委託を実施した場合を想定したリスク評価を追記

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 （記載なし）</p> <p>具体的な方法 （記載なし）</p> <p>特定個人情報の提供ルール （記載なし）</p> <p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 （記載なし）</p> <p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 （記載なし）</p>	<p><u>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。</u></p> <p><u>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。</u></p> <p><u>・操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。</u></p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 <u>記録を残している</u></p> <p>具体的な方法 <u>・操作ログを記録する。</u></p> <p>特定個人情報の提供ルール <u>定めている</u></p> <p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 <u>・契約で個人情報の持ち出しは認めない。</u> <u>・提供の禁止を契約書に明記する。</u></p> <p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 <u>・契約で個人情報の持ち出しは認めない。</u> <u>・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止する。</u></p>	

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>特定個人情報の消去ルール （記載なし）</p> <p>ルール内容及びルール遵守の確認方法 （記載なし）</p> <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 （記載なし）</p> <p>規定の内容 （記載なし）</p> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 （記載なし）</p>	<p>特定個人情報の消去ルール <u>定めている</u></p> <p>ルール内容及びルール遵守の確認方法 <u>・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持ち出しを禁止するため、特定個人情報を含むデータの受渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</u></p> <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 <u>定めている</u></p> <p>規定の内容 <u>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・個人情報の適切な管理</u> <u>・秘密の保持</u> <u>・再委託の禁止</u> <u>・目的外の使用の禁止</u> <u>・第三者への提供の禁止</u> <u>・複写及び複製の禁止</u> <u>・個人情報の返還・廃棄</u> <u>・個人情報の取扱いに関する立入調査</u> <u>・事故発生時の報告</u> <u>・法令及び杉並区の条例遵守</u> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 <u>十分に行っている</u></p>	

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>具体的な方法 (記載なし)</p> <p>リスクへの対策は十分か (記載なし)</p>	<p>具体的な方法</p> <p><u>・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。</u></p> <p>リスクへの対策は十分か</p> <p><u>十分である</u></p>	
<p>108P</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p>	<p>リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑦バックアップ (記載なし)</p> <p>⑧事故発生手順の策定 (記載なし)</p>	<p>リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑦バックアップ <u>十分に行っている</u></p> <p>⑧事故発生手順の策定 <u>十分に行っている</u></p>	<p>★区民等意見提出手続きの意見を踏まえ、委託を実施した場合を想定したリスク評価を追記</p>
<p>109P</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p>	<p>リスク3. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 (記載なし)</p> <p>手順の内容</p> <p>本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)は、番号利用法にて情報連携を行う各事務における世帯情報の突合・連携で使用される想定のため、各事務における特定個人情報の保存年限により決定することが想定される。そのため、当該各事務のシステム及び中間サーバに関する詳細な仕様により、今後確定を行う。</p>	<p>リスク3. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 <u>定めている</u></p> <p>手順の内容</p> <p>本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)は、番号利用法にて情報連携を行う各事務における世帯情報の突合・連携で使用される想定のため、各事務における特定個人情報の保存年限により決定することとし、<u>当該保存年限を経過したファイルは消去を行う想定。</u></p>	<p>★区民等意見提出手続きの意見を踏まえ、委託を実施した場合を想定したリスク評価の記載を修正</p>